

別表第4（第5条関係）【郷土民芸品】

製造物の種類	申 請 要 件
郷土民芸品	次のすべてを満たすものとする。 ①製造工程の主要部分が手工業的であること ・製造工程のうち、最終製品の品質・形態・デザイン等、製品の特質や持ち味に大きな影響を与える主要工程が手工業的であること。ただし、影響度合いの少ない補助的な工程の機械化や、補助的な道具の使用等は差し支えない。 ②伝統的な技術・技法により製造されること ・和歌山の風土と暮らしの中で生まれ育ち、今日まで受け継がれてきた技術・技法により製造されていること。ただし、生活様式等の変化に伴い、改善・発展があっても、それが製品の特質や持ち味を大きく変えるものでなければよい。 ③伝統的に使用されてきた原材料が主原材料として用いられていること ・製品の主要部分を製造するために用いる原材料が伝統的に使用されてきたものと同じであること。ただし、資源の枯渇等により入手困難な場合や、生活様式等の変化に伴う改善・発展がある場合の同種のものの代用は差し支えない。